

社会福祉法人
白皇山保護園定款

社会福祉法人 白皇山保護園

富山県富山市八尾町福島前山10番地

社会福祉法人白皇山保護園定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という)は、生活保護法による生活扶助を受ける者で身体上又は精神上著しい障害があるため独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を入所させて生活扶助を行うこと並びに知的障害者に対してその更生を援助すると共に必要な保護を行ないもって知的障害者の福祉を図ることを目的として次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 救護施設の経営
 - (ロ) 障害者支援施設の経営
- (2) 地域交流ホームの経営
- (3) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は社会福祉法人白皇山保護園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を富山県富山市八尾町福島前山10番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 3. 理事長は、この法人を代表する。
 4. 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることできる。
3. 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2. 監事は、評議員会において選任する。
3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務状態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによつては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することできる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によつて行ふ。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長が招集する。
3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
8. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び富山市長に報告するものとする。
3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2. この法人の設置経営をする施設の長(以下「園長」という。)は理事会の議決を経て理事長が任免する。
3. 園長以外の職員は理事長が任免する。
4. 事務局運営に必要な規程は理事長が定める。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
3. 評議員会に議長を置く。
4. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員会の資格等)

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。
2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 富山県富山市八尾町水口字下上ノ山7番2
野積園 敷地 他30筆 (4,139.72㎡)
 - (2) 富山県富山市八尾町福島字前山10番地所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建 (一部2階建) 八尾園園舎 1棟 (延面積4,163.09㎡) (主) (附3)
ブロック造陸屋根平屋建 車庫 1棟 (延面積28.60㎡) (附5)
 - (3) 富山県富山市八尾町福島字前山10番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
八尾園 作業訓練棟 1棟 (延面積402.61㎡)
 - (4) 富山県富山市八尾町福島字前山413番2
八尾園 敷地 他45筆 (7,084.67㎡)
 - (5) 富山県富山市八尾町福島字前山10番地所在のブロック造陸屋根平屋建

- 八尾園 作業所 1棟 (延面積48.41㎡) (附2)
- (6) 富山県富山市八尾町福島字上野1075番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
八尾園 倉庫 休憩所 事務所 1棟 (延面積79.29㎡) (主)
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 八尾園 作業所 1棟 (延面積105.80㎡) (附1)
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 八尾園 作業所 1棟 (延面積45.37㎡) (附2)
- (7) 富山県富山市八尾町水口字竹ノ内島1624番地
富山県富山市八尾町水口字下上ノ山7番地2
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 野積園 園舎 1棟 (延面積619.33㎡)
- (8) 富山県富山市八尾町水口字竹ノ内島1639番地2 1640番地 1641番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 野積園 作業棟 1棟 (延面積225.48㎡)
- (9) 富山県富山市八尾町水口字竹ノ内島1639番地1所在の鉄骨造鋼板葺2階建 野積園 作業所・車庫 1棟 (延面積243.49㎡) (附1)
- (10) 富山県富山市八尾町福島字前山10番地所在の鉄骨造陸屋根平屋建 八尾園 作業所 1棟 (延面積129.60㎡) (附4)
- (11) 富山県富山市八尾町上ケ島字竹ヶ平317番地2外所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 野積園 園舎 (延面積454.43㎡) (主)
- (12) 富山県富山市八尾町上ケ島字竹ヶ平317番地2外所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 野積園 園舎 (延面積595.08㎡) (附1)
- (13) 富山県富山市八尾町福島前山415番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 地域交流ホーム 1棟 (延面積396.88㎡) (主)
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 機械室 1棟 (延面積39.69㎡) (附1)
- (14) 富山県富山市八尾町福島字前山10番地所在の鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺(一部2階建) 八尾園 園舎 1棟 (延面積2,771.50㎡) (附6)
- (15) 富山県富山市八尾町上ケ島字竹ヶ平321番地所在の鉄筋コンクリート造2階建 野積園 園舎・食堂・厨房 1棟 (延面積1,007.41㎡)
- (16) 富山県富山市八尾町井田508番1
ひまわりの郷 敷地 他1筆 (2,628.30㎡)
- (17) 富山県富山市八尾町水口字竹ノ内島1656番地他所在の木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 ふれんどりーハウス ケアホーム 1棟 (延面積186.70㎡)
- (18) 富山県富山市八尾町井田508番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 ひまわりの郷 園舎 1棟 (延面積422.60㎡) (主)
木造合金メッキ鋼板葺平屋建 ひまわりの郷 作業所 1棟 (延面積135.93㎡) (附1)
- (19) 富山県富山市八尾町井田507番地所在の木造瓦葺平屋建 ふれんどりーハウス ケアホーム 1棟 (延面積147.07㎡)
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、富山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、富山市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、社会福祉法人白皇山保護園の会報に掲載するものとする。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までに定める解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第29条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、富山市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、富山市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を富山市長に届出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人白皇山保護園の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 宮河 俊邦

理 事 高田 善治

理 事 房崎 秀顕

理 事 中道 銀治

理 事 吉村 義次

監 事 石島 政義

定款変更届出年月日

昭和38年 4 月 4 日	一部改正(第2条. 4条. 6条. 9条. 16条)
昭和39年 8 月26日	一部改正(第17条)
昭和40年 5 月26日	一部改正(第17条)
昭和41年 4 月13日	一部改正(第16条)
昭和47年 8 月 1 日	一部改正(第1条. 4条. 5条. 16条)
昭和53年10月21日	一部改正(第2条~19条)
昭和56年 6 月16日	一部改正(第8条. 11条. 12条)
昭和57年 5 月22日	一部改正(第11条)
昭和58年 7 月11日	一部改正(第11条)
昭和58年11月26日	一部改正(第11条)
昭和60年 2 月13日	一部改正(第11条)
昭和60年 4 月 8 日	一部改正(第11条)
昭和61年 1 月17日	一部改正(第11条)
昭和62年 4 月 6 日	一部改正(第11条)
昭和62年11月16日	一部改正(第10条. 12条. 21条. 22条)
昭和63年 6 月27日	一部改正(第11条)
平成 2 年 6 月18日	一部改正(第11条)
平成 3 年 2 月 8 日	一部改正(第11条)
平成 3 年 6 月28日	一部改正(第11条)
平成 6 年 2 月 8 日	(社援企第118号通知による改正)
平成 7 年 6 月 8 日	一部改正(第13条)
平成 9 年 6 月10日	一部改正(第 1 条)
平成10年 7 月30日	一部改正(第9条. 18条. 19条)
平成11年 4 月20日	一部改正(第 1 条)
平成11年 6 月 8 日	一部改正(第4条)
平成12年 4 月18日	一部改正(第 1 条)
平成13年 5 月30日	一部改正(第 1 条)
平成14年 7 月18日	一部改正(第13条)
平成15年 7 月 1 日	一部改正(第 1 条. 13条~32条)
平成16年 4 月 1 日	一部改正(第 1 条)
平成16年 6 月18日	一部改正(第 1 条. 18条)
平成17年 7 月 1 日	一部改正(第3条. 4条. 9条. 14条. 18条. 19条. 29条. 30条)
平成18年 4 月 5 日	一部改正(第1条)
平成18年 6 月 1 日	一部改正(第1条. 18条)
平成18年 9 月25日	一部改正(第1条. 18条)

平成20年 6 月10日

一部改正(第18条)

平成23年 4 月12日

一部改正(第1条. 3条. 7条. 8条. 18条. 20条. 31条)

これは当法人の定款の原本である

平成23年6月6日

富山県富山市八尾町福島前山10番地

社会福祉法人 白皇山保護園

理事長 西浦 博